議 会 運 営 委 員 会 委員長 三 田 勝 久 様

議会改革検討協議会 座長 杉江 友介

協議結果について(報告⑥)

当協議会では、議会機能のより一層の充実強化に向けて協議・検討を行っておりますが、このたび、下記の3項目について取りまとめましたので、ご報告いたします。

つきましては、議会運営委員会理事会において取扱いをご協議いただきますようお 願いいたします。

記

1 決算審査について (別添1)

昨年度、各常任委員会への分割付託による審査を実施しましたが、今年度以降、 当面、継続することで了承となりました。

また、知事質問の持ち時間の運用については、予算案等の審査時と決算審査時で 異なることから、別添1のとおり取扱いを統一するよう見直しされたい。

2 欠席の届出について (別添2)

育児や介護のあり方等、社会生活が複雑化・多様化する中、府議会としても、これらの変化に対応する必要があることから、会議規則第2条に規定する欠席事由を別添2のとおり改正することで了承となりました。

3 議会広報テレビについて (別添3)

テレビを活用した広報は、無関心層へアプローチする媒体として、他都道府県議会の取組や予算規模等を調査研究しましたが、現時点では妥当な手法であると確認できました。

今後は、これまでの実施結果を精査し、さらなる内容の充実に向けて協議を進め られたい。

常任委員会における知事質問に係る申合せ事項について

決算審査時の知事質問に係る申合せ内容を予算案等の審査時と統一し、下線部分を削除する。

決算審査に係る常任委員会の質疑等に関する申合せ事項	予算案等の審査に係る常任委員会の質疑・質問等に関する申合せ事項
1 質疑 (1) 質疑時間 ② 知事質問	1 質疑、質問 (1) 会派の質問持ち時間 ② 知事質問
各会派に、知事質問の質問通告者1人当たり10分(質問時間の み)を乗じた時間を配分する。	各会派に、知事質問の質問通告者1人当たり10分(質問時間の み)を乗じた時間を配分する。
質問項目を集約した場合、1人1回30分以内(質問時間のみ) とする。	
(2) 知事質問の取扱い	(2) 知事質問の取扱い
① 知事質問の要求をする場合、質問者は自身の一般審査の質問時において質問項目を明確にし、委員長に口頭により通告しなければならない。ただし、知事質問は一般審査の質問項目の範囲内に限る。	① 知事質問の要求をする場合、質問者は自身の一般審査の質問時において質問項目を明確にし、委員長に口頭により通告しなければならない。ただし、知事質問は一般審査の質問項目の範囲内に限る。
② 所属会派の他の委員の通告した質問項目と同一又は密接に関連する場合に限り、所属会派内において質問項目及びこれに要する質問時間を集約することができる。ただし、集約することができる質問者は当該通告をした委員に限る。	② 所属会派の他の委員の通告した質問項目と同一又は密接に関連する場合に限り、所属会派内において質問項目及びこれに要する質問時間を集約することができる。ただし、集約することができる質問者は当該通告をした委員に限る。
③ 先に質問をした同じ会派の委員の質問時間を持ち越すことや、質問取下げにより時間を他の委員に集約することはできない。	
④ 通告を受けた委員長は、代表者会議で質問者、質問項目及び質問時間等を整理した上で、正副議長に報告しなければならない。	③ 通告を受けた委員長は、代表者会議で質問者、質問項目及び質問時間等を整理した上で、正副議長に報告しなければならない。
⑤ 知事質問の日程については、各委員会の所要時間等を勘案し、正副 議長が調整する。	④ 知事質問の日程については、各委員会の所要時間等を勘案し、正副 議長が調整する。
⑥ 知事質問は、原則、第1委員会室で行う。	⑤ 知事質問は、原則、第1委員会室で行う。